

○第26回農薬第二専門調査会（非公開）

日時：令和5年7月26日（水）14：00～14：46

議事概要：

（1）農薬（プロフラニリド）の食品健康影響評価について

・審議の結果、プロフラニリドの許容一日摂取量（ADI）を0.017 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤・寄生虫駆除剤で、キャベツ、はくさい等に使用します。今回、未成熟とうもろこし、だいず等への適用拡大申請及び畜産物の残留基準値設定の要請がされています。